



医療法人の事業承継 ツツコミ質問

税額の軽減対策



経過措置型医療法人について 説明してください

経過措置型医療法人とは、平成19年4月1日以前に設立された、持分のある医療法人のことです。現在では持分のある医療法人を設立することはできません。医療法人における持分とは、財産権のことで、社員退社時には出資した割合に応じて、会社財産から払戻を受けることができます。



出資額限度法人について 説明してください

出資額限度法人とは、社員の退社に伴う出資持分の払戻しや、医療法人の解散に伴う残余財産分配の範囲について、払込出資額を限度とすることを定款で定めている法人です。

持分のある医療法人から、出資額限度法人へ移行する際は、社員総会での決議が必要となり、所管行政庁に対し、定款変更認可申請をしなければなりません。



出資持分の払戻しのリスクについて 説明してください

医療法人における持分とは、財産権のことで、社員退社時には出資した割合に応じて、会社財産から払戻を受けることができます。
仮に、出資者の出資割合が50%だとすると、社員が退社する際には、医療法人の財産の50%を払戻請求することができます。



出資持分の払戻しのリスクについて 説明してください

ただ、医療法人の財産には、現金以外にも医療機器や不動産などの固定資産も含まれるので、出資者から持分の払戻しを請求された場合に、すぐに動かせる現金がそれほど無いと、経営に大きな影響が出てしまいます。

また、出資者に相続が発生した場合も、医療法人からすぐに払い戻しが受けられないのに、出資者の相続人には巨額の相続税が課される可能性があり、相続人にも大きな影響があります。



認定医療法人への移行について 説明してください

認定医療法人へ移行するということは、持分のある医療法人が、持分のない医療法人へ移行するということです。移行時に生じる課税が、移行の妨げとならないよう、認定により税制上の優遇措置があります。



認定医療法人への移行について 説明してください

優遇措置の具体的な内容は、認定医療法人へ移行することで、出資者が持分を放棄したことによる、医療法人に対して課される贈与税が一旦猶予され移行後6年経過した時点で贈与税の納税が免除されます。

また、出資持分を相続や贈与により取得した、相続人や残存出資者に対して課される、相続税・贈与税についても、持分なし医療法人へ移行した場合は免除されます。



出資持分のない医療法人への移行について 説明してください

持分なし医療法人へ移行する医療法人は、令和8年12月31日までに、移行計画を厚生労働省へ申請し、認定を受けます。

認定を受けると、持分あり医療法人の持分を、相続または遺贈により取得した場合は、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます。



出資持分のない医療法人への移行について 説明してください

また、出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加し、贈与を受けたものとみなして、贈与税が課される場合も、納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

移行計画に基づき、持分なし医療法人へ移行した場合は、出資者の持分放棄に伴う法人贈与税は非課税となります。



出資持分のない医療法人への移行について 説明してください

ただし、移行計画の認定を受けた医療法人は、認定の日から3年以内に、持分なし医療法人へ移行することが必要です。移行しない場合は、認定が取り消され、遡及して課税されます。

また、移行完了後6年間は、毎年、持分なし医療法人の運営状況を厚生労働省へ報告することが必要です。納税猶予期間に、出資持分の一部、または全部の払戻を受けた場合は、猶予税額は免除されず、猶予税額と利子税を併せて納付しなければなりません。



社会保険診療報酬の所得計算の特例について 説明してください

社会保険診療報酬の所得計算の特例とは、医業、または歯科医業を営む個人事業主や、医療法人は、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下の場合に、実際の必要経費にかかわらず、社会保険診療報酬の金額を4段階の階層に区分し、所定の割合をかけた金額を概算経費として、必要経費に算入することができるというものです。



社会保険診療報酬の所得計算の特例について 説明してください

ただし、この特例の適用が受けられるのは、その年の社会保険診療に係る収入が、5,000万円以下で、かつ、自由診療を含めた収入金額が、7,000万円以下の場合に限られます。